

氷見市議会 災害時対応指針



令和6年12月

氷見市議会

目 次

1	目的・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	行動判断基準・・・・・・・・	1
3	基本方針・・・・・・・・	2
4	氷見市議会災害対策会議の設置・・・・・・・・	2
	(参考) 市対策本部と災害対策会議との情報共有体制・・・	3
5	災害発生時の具体的対応・・・・・・・・	4
6	災害時の情報伝達について・・・・・・・・	8
7	議員の参集について・・・・・・・・	9
8	災害に対する備えについて・・・・・・・・	10
9	感染症流行時における対応・・・・・・・・	11
	(参考) 災害発生時の具体的対応まとめ・・・・・・・・	13
	(様式) 被害状況報告票・・・・・・・・	14
	(様式) 支援・要望事項連絡票・・・・・・・・	15

1 目的

議会は、議事・議決機関として予算や条例等の重要な事項について議論し、市の団体意思を決定するとともに、執行機関の事務執行を監視し、また、地域の特性や多様な市民ニーズをとらえて市政に反映するなど数多の重要な役割を担っている。

他方、大規模災害等が発生した場合においては、これらの通常の役割だけではなく、被災した市民の救援及び被害の復旧が迅速に進むよう、市当局と連携し、非常事態に即応した役割を果たすことが求められる。

この氷見市議会災害時対応指針（以下「指針」という。）は、令和6年能登半島地震の経験を踏まえ、再び市内で大規模災害等の緊急事態が発生した場合に、氷見市議会（以下「議会」という。）及び氷見市議会議員（以下「議員」という。）並びに議会局員がとるべき具体的行動・対応を定めるものである。

2 行動判断基準

この指針の対象とする災害は、次表のとおりとする。これは、災害時において議会が果たすべき役割や行動は、市の災害対応と極めて高い関連性を有し、相互に補完する形であることから、氷見市地域防災計画に基づく氷見市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）が設置される基準を概ね準用するものである。

災害種別	災害内容
地震・津波災害	・ 市の地域で震度6弱以上の地震が発生したとき
風水害・雪害・土砂災害等	・ 市内に気象特別警報（大雨及び大雪、暴風、暴風雪等）が発表されたとき ・ 市内の2級河川が氾濫危険水位に達した（達すると予想される）とき ・ 災害が発生し、特に甚大な被害であると予想されるとき
原子力災害	・ 志賀原子力発電所に関して内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき

※上記以外の災害内容であっても、市対策本部（又は市対策本部と同等と認められる組織）が設置された場合は原則、この指針に基づき対応する。

3 基本方針

下記の基本方針に基づき、対応するものとする。

- 市対策本部が迅速かつ円滑に災害対応を行うことができるよう、必要な協力と支援を行う。
- 国、県、関係公共機関等に適宜適切な要望活動を行い、一日でも早い復旧・復興への取組を後押しする。
- 広域的な支援又は受援態勢が必要と判断されたときは、関係自治体の議会と積極的に連携を図る。
- 市民への情報提供を積極的かつ適切に行う。

なお、大規模災害時には、議員、職員、庁舎自体が被災することもあることから、これらの状況に応じて冷静かつ的確な対応を図るものとする。

4 氷見市議会災害対策会議の設置

議長は、市対策本部が設置されたときは、氷見市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）を設置し、市議会の災害対応に関する事務を統括する。

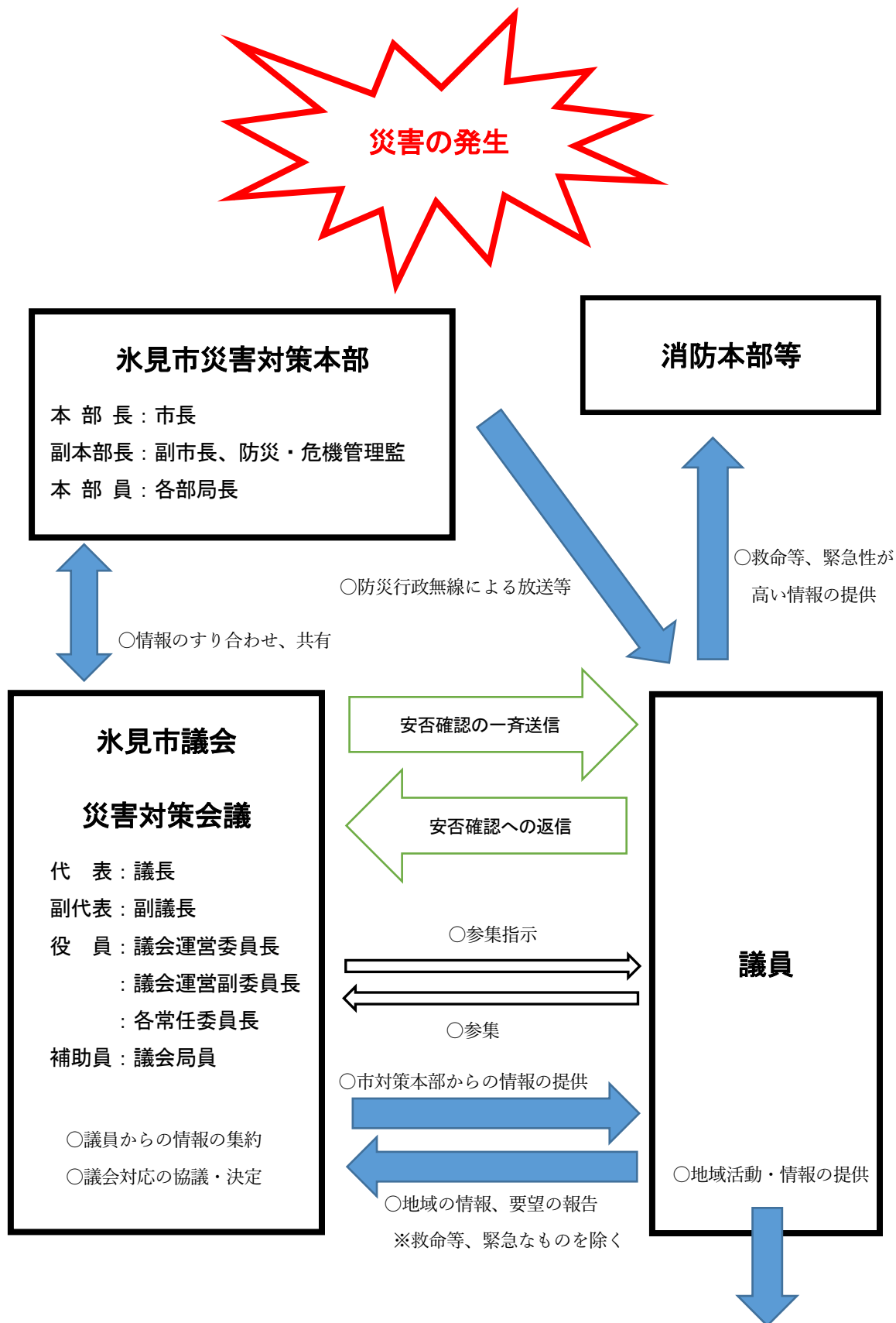
※詳細は「氷見市議会災害対策会議設置要綱」で定める。

※市対策本部の円滑な災害対応の支障とならないよう、議員からの災害状況報告及び市対策本部への要望、問い合わせ等は、原則、災害対策会議を通じて行う。ただし、救助・救命等に係る緊急性の高いものについては、議員自らの判断で消防本部等の関係機関に直接連絡するものとし、その後災害対策会議にも報告する。

※市対策本部が開催する本部員会議とは、議長及び局長が災害対策会議を代表して情報の共有を図ることとし、本部員会議への議員の参加・傍聴は、原則、認めない。



(参考) 市対策本部と災害対策会議との情報共有体制



5 災害発生時の具体的対応（地震・津波災害：★は前期から継続）

災害発生時の具体的対応については以下のとおりとする、また、地震・津波災害以外の災害における具体的対応についても、この指針に準拠して判断するものとする。

○初動期（おおむね発災後24時間以内）

（1）災害が本会議又は委員会開催中に発生した場合

ア 議会の対応

- ・議長又は委員長は、直ちに本会議又は委員会を休憩又は延（散）会し、議会局員に対し、避難誘導及びその他安全確保のための指示を行う。
- ・議長は、市対策本部の設置状況等を踏まえて、速やかに災害対策会議を設置し、市長等に通知する。

イ 議員の対応

- ・速やかに自身の安全を確保し、被災者がある場合にはその救出・支援を行う。
- ・家族の安否確認を行うとともに、今後の対応の指示があるまで議会において待機する。
- ・帰宅の安全が確保できた後、状況に応じて順次退庁する。

ウ 議会局員の対応

- ・議長又は委員長の指示を受け、自身の安全に配慮しつつ議会来庁者及び議員の避難誘導に当たる。
- ・家族の安否確認を行った後、非常時優先業務に当たる。

（2）災害が会議時間外（夜間、土曜、日曜、祝日、休会日等）に発生した場合

ア 議会の対応

- ・正副議長は、自身と家族の安全を確保し、被災者がある場合にはその救出・支援を行う。
- ・議長は、市対策本部の設置状況等を踏まえて、速やかに災害対策会議を設置し、市長等に通知する。

- ・正副議長は自身の安全に配慮しつつ、可能な限り速やかに議会局に参集する。

イ 議員の対応

- ・速やかに自身と家族の安全を確保し、被災者がある場合にはその救出・支援を行う。
- ・議会局へ安否の報告を行い、常時、連絡が取れる態勢を確保する。
- ・居住地又は最寄りの避難所運営のほか、各地域の災害支援活動に協力しつつ、被災者に対する相談、助言等を行い、自身の安全を確保した上で、地域活動を行う。
- ・自身の安全に配慮しつつ、地域の被災状況等の情報収集を行う。

ウ 議会局員の対応

- ・速やかに自身と家族の安全を確保し、被災者がある場合にはその救出・支援を行う。
- ・自身の安全に配慮しつつ、可能な限り速やかに議会局に参集し、非常時優先業務に当たる。

*非常時優先業務

- 議員及び議会局員の安否確認
- 議会局の被災状況の確認と執務場所の確保
- 議会局の電話、パソコンなどの情報端末機器の稼働の確認
- 議会棟の電気、水道などインフラの確認
- 議場、委員会室などの建物の被災状況の確認と会議場所の確保
- 議場、委員会室の放送設備の稼働の確認
- 災害対策会議の所掌事務の執行補助

(留意事項)

市内に不在の場合は帰路を確保し、速やかに帰宅する。その際、帰宅の経路および見込み時間等を議会局へ連絡する。(帰宅困難な場合も同様)

○緊急対応期（おおむね発災後２４時間以降３日以内）

ア 議会（災害対策会議）の対応

- ・議員から報告があった地域の被災状況等を取りまとめ、把握する。
- ・議長は、災害対策会議で取りまとめた被災状況等の情報を市対策本部へ提供し、市対策本部が持つ被災状況等の情報とすり合わせを行うことで、正確な情報を共有する。
- ・市対策本部と共有した情報を、議員へ提供する。
- ・議長は必要に応じて、災害対策会議に議員を招集する。

イ 議員の対応

- ・居住地又は最寄りの避難所運営のほか、各地域の災害支援活動に協力しつつ、被災者に対する相談、助言等を行い、自身の安全を確保した上で、地域活動を行う。（★）
- ・地域の被災状況等の情報収集及び災害対策会議への報告を行う。
- ・災害対策会議からの情報を市民に提供する。
- ・災害対策会議から招集があった場合は、速やかに参集する。

○応急対応期（おおむね３日以降２週間以内）

ア 議会（災害対策会議）の対応

- ・議員から報告があった地域の被災状況等を取りまとめ、把握する。（★）
- ・議長は、災害対策会議で取りまとめた被災状況等の情報を市対策本部へ提供し、市対策本部が持つ被災状況等の情報とすり合わせを行うことで、正確な情報を共有する。（★）
- ・市対策本部と共有した情報を、議員へ提供する。（★）
- ・議長は必要に応じて、災害対策会議に議員を招集する。（★）
- ・地域等からの要望への対応状況を踏まえて、市対策本部に対し提案・提言・要望等を行う。
- ・市対策本部と連携し、国、富山県等の関係機関に対し、適時適切な要望活動を行う。この場合においては、広域的な視点に立って、関係自治体の議会とも十分に連携を図る。
- ・議会運営の再開準備（開催場所、議案などの協議等）を行う。

イ 議員の対応

- ・居住地又は最寄りの避難所運営のほか、各地域の災害支援活動に協力しつつ、被災者に対する相談、助言等を行い、自身の安全を確保した上で、地域活動を行う。(★)
- ・地域の被災状況等の情報収集及び災害対策会議への報告を行う。(★)
- ・災害対策会議からの情報を市民に提供する。(★)
- ・災害対策会議から招集があった場合は、速やかに参集する。(★)

○復旧期（おおむね2週間以降）

ア 議会（災害対策会議）の対応

- ・議員から報告があった地域の被災状況等を取りまとめ、把握する。(★)
- ・議長及び局長は、災害対策会議で取りまとめた被災状況等の情報を市対策本部へ提供し、市対策本部が持つ被災状況等の情報とすり合わせを行うことで、正確な情報を共有する。(★)
- ・市対策本部と共有した情報を、議員へ提供する。(★)
- ・議長は必要に応じて、災害対策会議に議員を招集する。(★)
- ・地域等からの要望への対応状況を踏まえて、市対策本部に対し提案・提言・要望等を行う。(★)
- ・市対策本部と連携し、国、富山県等の関係機関に対し、適時適切な要望活動を行う。この場合においては、広域的な視点に立って、関係自治体の議会とも十分に連携を図る。(★)
- ・本会議、委員会の開催準備を行う。

イ 議員の対応

- ・居住地又は最寄りの避難所運営のほか、各地域の災害支援活動に協力しつつ、被災者に対する相談、助言等を行い、自身の安全を確保した上で、地域活動を行う。(★)
- ・地域の被災状況等の情報収集及び災害対策会議への報告を行う。(★)
- ・災害対策会議からの情報を市民に提供する。(★)
- ・災害対策会議から招集があった場合は、速やかに参集する。(★)
- ・委員会、本会議等が招集された場合は、当該会議に参加する。

6 災害時の情報伝達について

(1) 通信手段

ア 災害発生時の安否確認（災害が会議時間外に発生した場合）

○議会局員は氷見市議会局グループLINE（以下、「議会局LINE」という。）から、全議員に安否確認のメッセージを一斉送信する。

○議員はメッセージを確認後、自身の安否と所在をできる限り迅速に返信する。

○議会局員は、送信から一定時間が経過しても返信が無い議員に対しては、電話等で安否確認を行う。

○議会局員は、安否確認のデータを集約し、議長に報告する。

イ 災害関連情報の伝達

○災害対策会議と議員間の情報の伝達は、原則、議会局LINEで行う。

○議会局LINEを使用することができない場合は、電子メール、FAX等、可能な方法で送信する。

※議会局のPCや議員個人のスマートフォン等、情報通信端末の使用ができない場合における情報伝達については、その状況に応じて災害対策会議で対応を検討する。

(2) 情報伝達の方法

○市対策本部員会議で提供された資料は、全て災害対策会議を通じて全議員に議会局LINEで送信する。

○議員が収集した被害状況、要望等、災害関連情報の災害対策会議への報告は、別紙「被害状況報告票」及び「支援・要望等連絡票」（以下合わせて「報告票等」という。）を作成し、災害対策会議に提出（LINE又はメールで送信）する。

○報告票等を作成できない場合は、報告票等の項目について可能な方法で災害対策会議に報告（LINE本文への記載、電話での口頭伝達など）する。災害対策会議で報告を受けた後、報告票等に内容を転記する。

※現場写真、場所を明示した地図等の画像データがある場合は、可能な限り連絡票に添付し送信する。

7 議員の参集について

議員は、災害対策会議から参集の指示があった場合には、自身と家族の安全を確保した上で速やかに参集するものとする。なお、自身や家族の被災、住居の被害により参集できない場合には、対応後に参集するものとし、また、参集が不可能な場合には、必ずその旨を災害対策会議に報告するとともに、常に連絡が取れる態勢を確保しておくものとする。

※参集の基準

参集方法	参集場所	服 装	携 帯 品
○安全を最優先に考えた経路、交通手段で参集する。	○議会棟が被災していない場合 ⇒ 議会局 ○議会棟が被災した場合 ⇒ 災害対策会議が指定する場所	○作業服、防災服等、動きやすい服装を基本とする。 ○必要に応じてヘルメット等、自身の安全を確保するものを着用する。 ○冬季は防寒対策を行う。	○スマートフォン、筆記用具、飲料水、懐中電灯、食糧、タオル、着替えなどを各自の判断で携帯する。



8 災害に対する備えについて

大規模災害が起こったとき、速やかに議会機能の回復を図るうえでは、普段から発災時の状況を想定しておくことが大切である。そのため、次に示す項目について、必要に応じて会議での検討等を行い、準備を進めていくものとする。

(1) 議場・会議室等の確保

地震等の大規模災害時には、会議を開催するための議場や委員会室等の施設及び議場システム等の設備が損傷し使用できなくなる可能性がある。そのような状況を想定し、本会議や委員会を開催できる機能を備えた代替施設や必要機材等を確保しておく必要がある。

また、代替施設についても庁舎同様に被害が発生し使用できなくなっている可能性もあることから、他の公共施設だけでなく民間企業が所有する施設を含め複数用意しておくことが求められる。

(2) 備蓄品の確保

食料品等の備蓄品については、市対策本部が確保しているものを共有することを想定するが、議会で独自に確保が必要となった場合は市対策本部と対応について協議するものとする。

(3) 訓練の実施と指針の見直し

この指針に記載されている内容を緊急時において着実に実践するためには、日頃から訓練を実施し体感しておかなければならない。訓練についても市対策本部と連携して実施することが望ましいことから、市総合防災訓練実施日の市対策本部の設置にあわせて災害対策会議を設置し、指針に基づいたシミュレーションを行うこととする。

また、災害対応における新たな知見や通信方法や機器の開発、さらにはまちの開発等による地形等の変更等により、災害対応に対する内容に変更が生じる場合があることから、その時の状況に対応した指針となるよう、適宜継続的に見直しを行うこととする。

9 感染症流行時における対応

令和2年に新型コロナウイルス感染症が世界的に大流行したことは記憶に新しく、これを契機に、オンライン会議の開催等、議会における感染症対策が地方議会において進められてきている。

本市においても、多数の感染者が発生したところであり、今後、同様の感染症が発生・流行すれば、本市の議会運営に多大な影響を及ぼすことも考えられる。

感染症の流行は、地震等の災害とは発生後の状況が大きく異なることから、対応については次のとおりとする。

(1) 基本的な対応

感染症の流行が認められる場合は、次のとおり対応する。

- 議場、委員会室等の換気及び議員、議会局員の手指消毒等を徹底する。
- 本会議場及び委員会室等、会議の場における検温、マスク着用を徹底する。
- 本会議、委員会等の傍聴制限については、必要に応じて、議会運営委員会で協議・決定することとし、傍聴を可とする場合は、議会局において傍聴者の健康状態をチェックする。

(2) 感染症の症状がある場合(症状がなくても感染の疑いがある場合を含む)及び感染が判明した場合(以下、対象者を「感染者等」という。)の対応

ア 感染者等の対応

- 症状を自覚したときには、外出を控える等、他者との接触を避け、保健所等の指示に従い行動する。
- 議会局に症状(感染が判明した場合は診断結果)を報告し、議会局が行う聞き取り調査に協力する。
- 定例会等の会議(オンラインによる参加が可能な会議を除く。)には参加しない。

イ 議会局の対応

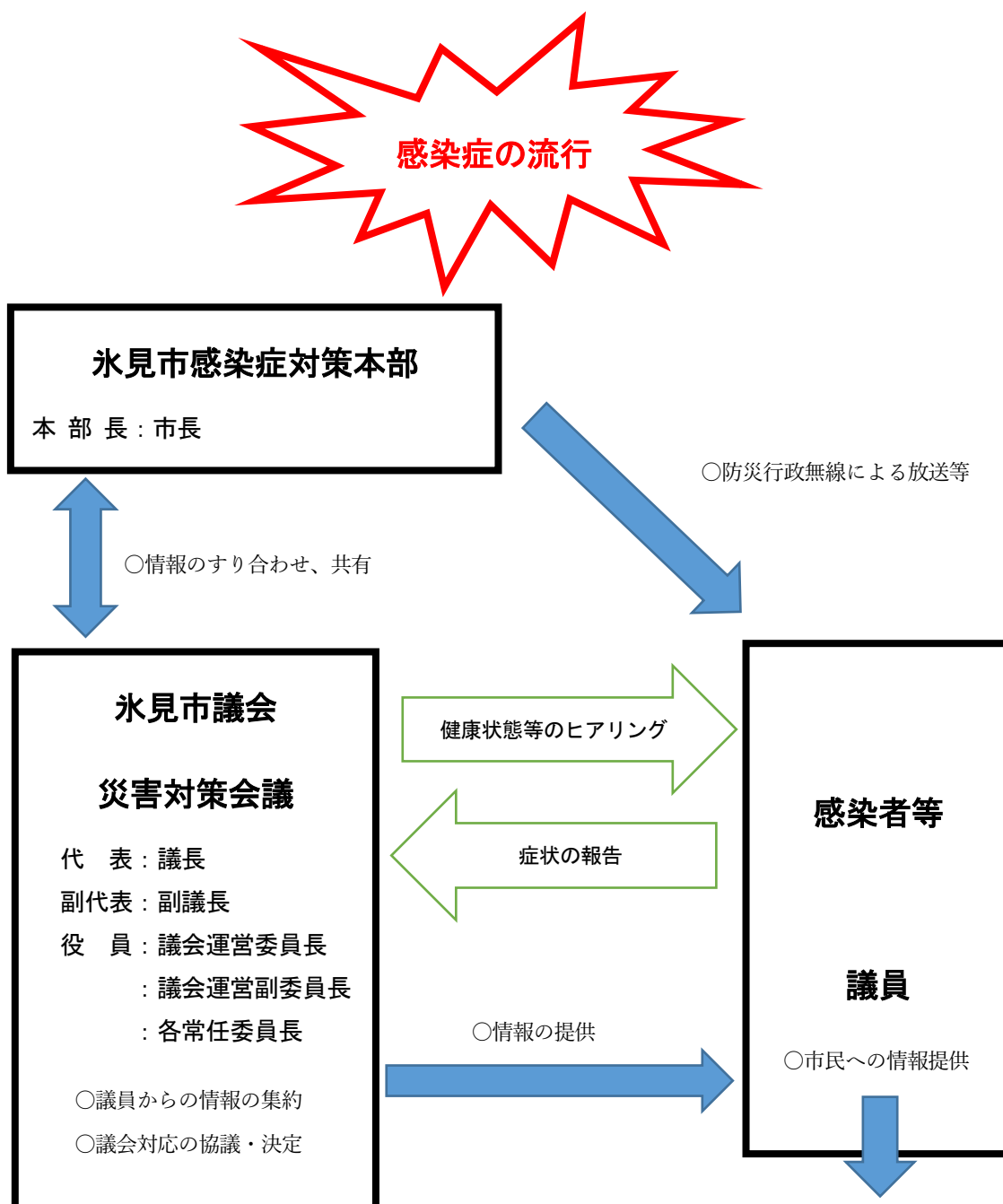
- 聞き取り調査等により感染者等の行動歴を確認するとともに、議員・議会局職員等の濃厚接触者の有無を確認し、該当者へ連絡する。
- 感染者等から聞き取り調査した事項を正副議長に報告する。
- 保健所等の指示に従い、必要に応じて議場、委員会室等の施設の利用を制限し、消毒作業を実施する。

○感染者等の情報について、原則、市当局と同等の内容で公開する。

(3) 災害対策会議の設置

議長は、感染症の流行により市に感染症にかかる対策本部（以下「市感染症対策本部」という。）が設置されたときは、速やかに災害対策会議を設置する。

災害対策会議の構成、所掌事務等については「氷見市議会災害対策会議設置要綱」の規定を準用し、市感染症対策本部への要望、問い合わせ等は2ページ「4 氷見市議会災害対策会議の設置」に記載のとおり対応することとする。



(参考) 災害発生時の具体的対応まとめ(地震・津波災害) ※会議時間外

区分	議会及び議会局員 (災害対策会議)	議員
24時間 以内	○自身と家族の安全を確保した後、議会局に安否報告 ○可能な限り速やかに議会局に参集 ○議員及び職員の安否確認 ○災害対策会議の設置	○自身と家族の安全を確保した後、議会局に安否報告 ○常時、連絡が取れる態勢の確保 ○各地域での災害支援活動への協力 ○地域の被災状況等の情報収集
3日 以内	○市対策本部を通じた被災状況等の把握及び議員への情報提供 ○議員から報告があった各地域の被災状況、要望等の把握と市対策本部への参加・情報共有 ○必要に応じ災害対策会議を招集	・各地域での災害支援活動への協力 ○地域の被災状況、要望等の情報収集及び災害対策会議への報告 ○災害対策会議から提供された情報の市民への提供 ○災害対策会議への参集
2週間 以内	・市対策本部を通じた被災状況等の把握及び議員への情報提供 ・議員から報告があった各地域の被災状況、要望等の把握と市対策本部への情報提供・情報共有 ・必要に応じ災害対策会議を招集 ○地域等からの要望への対応状況を踏まえ、市対策本部に対する提案・提言・要望等の実施 ○国、県等への要望活動の調整・実施 ○議会運営の再開準備	・各地域での災害支援活動への協力 ・地域の被災状況、要望等の情報収集及び災害対策会議への報告 ・災害対策会議から提供された情報の市民への提供 ・災害対策会議への参集
2週間 以降	・市対策本部を通じた被災状況等の把握及び議員への情報提供 ・議員から報告があった各地域の被災状況、要望等の把握と市対策本部への情報提供・情報共有 ・必要に応じ災害対策会議を招集 ○本会議、委員会の開催準備	・地域の要望等を災害対策会議に報告 ・災害対策会議から提供された情報の市民への提供 ・災害対策会議への参集 ○本会議、委員会への出席

「・」の項目については、前期より継続するもの。

整理番号

(議会で記入)

被害状況報告票

年 月 日
時 分 報告

報 告 者 氏 名	
被 害 発 生 場 所	
被 害 の 種 類	
人 的 被 害	
住 家 被 害	
報告する被害の概要	
略 図 ※住宅地図等の添付も可	
処理経過：	

議会局（電話：0766-74-8131 F A X：0766-74-8139 mail：gikai@city.himi.jp）

整理番号

(議会で記入)

支援・要望事項連絡票

年 月 日
時 分 連絡

連 絡 者 氏 名	
場 所	
現 状	
現 在 の 対 応 状 況	
必要な支援及び要望の 内 容	
処理経過：	

議会局（電話：0766-74-8131 F A X：0766-74-8139 mail：gikai@city.himi.jp）